セゾンカードローン規約/個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項 一部改定のお知らせ

2020 年 1 月 13 日をもってセゾンカードローン規約、セゾンカードローンゴールド特約及び個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項を改定いたしますのでご案内いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

■セゾンカードローン規約 新旧対照表

改定前 第1条(カードの発行)

- (1) 本規約を承認し、セゾンカードローン(以下「カード」という)利用の申込みをされ、株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が、カードのご利用を認めた方(以下「本会員」という)にカードを発行します。
- (2) 本会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことを承認の上当社に入会の申込みをされ、当社がご利用を認めた本会員の配偶者(以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という)に家族カードを発行いたします。本会員は、家族会員に本規約を遵守させる義務を負うものとします。

第2条(カードの貸与)

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 会員にはカードを受け取られると同時に、カードの所 定欄に署名していただきます。
- (4) 会員が本人以外にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用されたことによる損害は、本会員のご負担となります。但し、会員が故意又は過失がなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。

第4条(暗証番号)

- (1) 暗証番号は、本会員に届け出ていただきます。暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに、会員は暗証番号を本人以外に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- (2)会員が、本会員又は本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は、本会員のご負担とします。但し、会員が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。

第5条(融資コース)

(1)当社は、本会員が申込時に希望した融資コースを上限として、当社所定の融資コースを設定します。各コースの最大ご利用可能枠及び融資利率は下記のとおりとします。

融資コース	300 万円	200 万円	100 万円	50 万円
間負」一人	コース	コース	コース	コース

<u>改定後</u> 第1条 (カードの発行)

- (1) 本規約を承認してセゾンカードローン (以下「カード」という) 利用の申込みをされた方であって、株式会社クレディセゾン (以下「当社」という) が、カード利用を承諾した方 (以下「本会員」という) に対し、当社はカードを発行します。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。
- (2) 当社は、本会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことを承認の上当社にパートナーカード利用の申込みをされ、当社がご利用を承諾した本会員の配偶者(以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という)にパートナーカードを発行いたします。本会員は、家族会員に本規約を遵守させる義務を負うものとします。

第2条(カードの貸与)

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 会員は、カードの受取後、直ちに、カードの所定欄に署名を行います。
- (4)会員が本人以外にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用されたことによる損害は、本会員のご負担となります。ただし、カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて会員に故意過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。

第4条(暗証番号)

- (1)会員はカードの暗証番号を当社に届け出るものとします。暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに、会員は暗証番号を本人以外に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- (2)会員が、本会員又は本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は、本会員のご負担となります。ただし、暗証番号の管理状況等を踏まえて会員に故意過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。

第5条(融資コース)

(1)当社は、本会員が申込時に希望した融資コースを上限 として、当社所定の融資コースを設定します。各コースの 最大ご利用可能枠及び融資利率は下記のとおりとします。

融資コース	300 万円	200 万円	100 万円	50 万円
ベリコー人	コース	コース	コース	コース

可能枠 融資利率 (実	8.0%~	12.0%~	15.0%~	17.70/
質年率)	12.0%	15.0%	17.7%	17.7%

(1) (略)

最大ご利用 可能枠	300 万円	200 万円	100 万円	50 万円
融資利率(実	8.0%~	8.0%~	8.0%~	17.7%
質年率)	12.0%	15.0%	17.7%	17.7%
(2)			/ m4 \	

(2) (略)

第15条 (カードの紛失・盗難等)

(1)

(略)

(2)(1)の場合、本人以外によるカード又はカード情報の使用により生じた損害は本会員のご負担とします。但し、会員が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。

第18条 (本規約の変更等)

当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、当社ホームページ (http://936333.jp/) での告知その他当社所定の方法により本会員にその内容をお知らせします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、内容を承認いただいたものとみなします。

第15条 (カードの紛失・盗難等)

(1)

(略)

(2)(1)の場合、本人以外によるカード又はカード情報の使用により生じた損害は本会員のご負担とします。ただし、会員に故意過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。

第18条 (本規約の変更等)

(1)当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページ(https://936333.jp/)において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で本会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。

①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。

②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

(2) 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ(https://936333.jp/)において告知する方法又は本会員に通知する方法その他当社所定の方法により本会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、本会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

第20条 (その他承諾事項)

- (1) その他以下の事項を予めご承諾いただきます。
- ① 第 10 条 (融資利率) (1) の利息、及び第 11 条 (遅延損害金) の遅延損害金は、年 365 日 (うるう年は年 366 日) の日割計算で行うこと。
- ②融資のご利用及び返済金のお支払いを CD、ATM で行う場合、当社所定の利用手数料(但し、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。)をご負担いただくこと。
- ③第8条(融資金等の支払方法)以外のお支払方法において本会員のご都合により発生した入金費用、公租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失した後についても本会員にご負担いただくこと。 なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。
- ④当社が本会員に対する融資金等の債権を、必要に応じ金 融機関又はその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡した債 権を再び譲り受けること。

第20条(その他承諾事項)

- (1) 会員は、以下の事項を予めご承諾いただきます。
 - ① 第 10 条 (融資利率) (1) の利息、及び第 11 条 (遅延損害金) の遅延損害金は、年 365 日 (うるう年は年 366 日) の日割計算で行うこと。
 - ② 本会員のカードについて第8条(融資金等の支払方法)①の口座振替によるお支払が連続して13ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。
 - ③ 当社が本会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。
 - ④ カードの使用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引続き本規約の効力が維持されること。
 - (2) 会員は、以下の義務を負うことを承認します。
 - ① 融資のご利用及び返済金のお支払いを ATM で行う場合、当社所定の利用手数料(但し、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。)をご負担いただくこと。
 - ② 第8条 (融資金等の支払方法) 以外のお支払方法において本会員のご都合により発生した入金費用、公租公

- ⑤当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収すること。
- ⑥当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があると判断した場合には、会員に事前に通知することなく、融資の全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。
- ⑦前号の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあること。
- ⑧当社が本会員に対し、与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合は、勤務先、収入等の確認を求めるとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくことがあること。
- ⑨当社が本会員に対し、与信及び与信後の管理、返済金の 回収のため確認が必要な場合は、本会員の自宅、携帯電 話、勤務先及びその他の連絡先宛て電話確認を取ること があること。
- ⑩本会員のカードについて第8条(融資金等の支払方法) ①の口座振替によるお支払が連続して13ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。
- ①前号の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。
- ②当社が本会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行う こと.
- ⑬カードの使用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引続き本規約の効力が維持されること。
- (2) (略) (略)

第21条(会員資格の喪失等)

- (1)本会員が以下のいずれかに該当した場合、当社は通知 又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用 可能枠の変更等をとる場合があります。また、当社からカ ードの返却、一時預り等を求められた場合は、これに応じ ていただきます。
- ①第8条(融資金等の支払方法)①の預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき、又は第20条(その他承諾事項)(1)⑪の場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき。

②~8 (略) (2) (略)

(3) 会員のご都合でカードを解約される場合は当社所定の 届出を行っていただき、カードを返却していただきます。

(4) (略)(5) (略)

- 課、又は訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失した後についても本会員にご負担いただくこと。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。
- ③ 当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収すること。
- ④ 当社が本会員に対し、与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合は、勤務先、収入等の確認を求めるとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくことがあること。
- ⑤ (1)②の口座振替ができない場合、再度、預金口座 振替依頼書等をご提出いただくこと。
- (3) 当社は、以下各号の行為を行うことができます。
- ① 当社が本会員に対する融資金等の債権を、必要に応じ金融機関又はその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。
- ② 当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があると判断した場合には、会員に事前に通知することなく、融資の全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。
- ③ 前号の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあること。
- ④ 当社が本会員に対し、与信及び与信後の管理、返済金の回収のため確認が必要な場合に、本会員の自宅住所、電話(携帯電話等を含む)、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ること。

(4) (5) (略)

第21条(会員資格の喪失等)

- (1) 本会員が以下のいずれかに該当した場合、当社は通知 又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用 可能枠の変更等をとる場合があります。また、当社からカ ードの返却、破棄、一時預り等を求められた場合は、これ に応じていただきます。
- ①第8条(融資金等の支払方法)①の預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき、又は第20条(その他承諾事項)(2)⑤の場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき。

②~8 (略) (2) (略)

(3) 会員のご都合でカードを解約される場合は当社所定の 届出を行っていただき、カードを返却もしくは裁断のうえ 破棄していただきます。

(4) (略)(5) (略)

■セゾンカードローンゴールド特約 新旧対照表

改定前

第2条(カードの発行)

セゾンカードローン規約と本特約(以下総称して「本規約」という)を承認の上当社に入会の申込みをされ、当社がセゾンカードローン規約第1条に定める本会員又は家族会員として認めた方(以下「会員」という)に本カードを発行いたします。

第3条(融資利率)

融資利率については、セゾンカードローン規約第10条(融資利率)の適用はなく、次の通りとします。

(1) (略)

(2) 基準利率の引き上げまたは引き下げの算出基準日は、毎年2月1日(株式会社みずほ銀行が休業日の場合は前営業日)とし、同年3月1日以降の融資による融資金については同年3月11日から、同年2月末日以前の融資による融資金については、同年3月17日(以下「変更日」という)から変更後の融資利率を適用するものとします。但し、セゾンカードローン規約第9条(返済方式及び返済額)(1)のお支払日が変更日以前に到来している融資金については、当該お支払日までの利息は変更前の融資利率で計算します。

なお、入会当初の基準利率は、会員となった日の直前の 2 月 1 日の株式会社みずほ銀行の短期プライムレートの利率とします。

(略)

 $(3) \sim (5)$

第7条(本特約の変更)

本特約の一部又は全てを変更する場合は当社ホームページ (http://936333.jp/) での告知その他当社所定の方法により本会員にその内容をお知らせします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、内容をご承認いただいたものとみなします。

改定後

第2条(カードの発行)

セゾンカードローン規約と本特約(以下総称して「本規約」という)を承認の上当社にカード利用の申込みをされた方であって、当社がセゾンカードローン規約第1条に定める本会員又は家族会員としてカード利用を承諾した方(以下「会員」という)に対し、当社は、本カードを発行いたします。契約は、当社が本会員のカード利用を承諾した日に成立するものとします。

第3条 (融資利率)

融資利率については、セゾンカードローン規約第10条(融資利率)の適用はなく、次の通りとします。

(1) (略)

(2) 基準利率の引き上げまたは引き下げの算出基準日は、毎年2月1日(株式会社みずほ銀行が休業日の場合は前営業日)とし、同年3月1日以降に入会した会員は同年3月1日から、同年2月末日以前に入会した会員は、同年3月11日から融資金残高を含め変更後の融資利率を適用するものとします。なお、入会当初の基準利率は、会員となった日の直前の2月1日の株式会社みずほ銀行の短期プライムレートの利率とします。

 $(3) \sim (5)$

(略)

第7条(本規約の変更等の準用)

セゾンカードローン規約第18条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカードローン規約第18条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

【下線部は改定部分を示します。】

■個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項 新旧対照表

改定前

第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)

(1)会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)との各種取引(以下「各取引」という)の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

 $1 \sim 8$

(略)

(新規に規定)

改定後

第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託) (1)会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾ

ン(以下「当社」という)との各種取引(以下「各取引」 という)の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報 (以下これらを総称して「個人情報」という)を当社所定 の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意 します。

1~8

(略)

⑨オンラインショッピング利用時の取引に関する事項(氏名、Eメールアドレス、配送先等を含む。)、ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項その他の本人認証に関して取得する情報

(10)

(略)

(略)

(2) (略)	(2)	(略)
第2条(第1条以外での個人情報の利用)	第2条(第	第1条以外での個人情報の利用)
(1) 会員は、第1条(1) に定める利用目的の	のほか、当社 (1)会員	員は、第 1 条(1)に定める利用目的のほか、当社
が下記の目的のために第 1 条 (1) ①②③④⑤	59の個人情 が下記の	の目的のために第 1 条(1)①②③④⑤⑩の個人情
報を利用することに同意します。	報を利用	ー 用することに同意します。
①~③ (略)	1	∼③ (略)
(3) (略)	(3)	(略)

【下線部は改定部分を示します。】